

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月21日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

【事務連絡者氏名】 弁護士 浅 尾 昇 太
同 中 村 美 子
同 池 田 美 芙 唯

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
東京海上・CATボンド・ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -
Tokio Marine CAT Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 米ドル(年2回)クラス:
10億米ドル(約1,088億円)を上限とします。
円(年2回)クラス:
1,000億円を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円)によります。以下、別段の記載が
ない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

代行協会および販売会社の異動および住所の変更がありましたので、2020年2月28日付で提出した有価証券届出書(2020年5月29日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

<訂正前>

(前略)

(8) 申込取扱場所

日本における販売会社(下記で定義されます。)の本支店の照会先(注1)：

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(注2)

東京都千代田区大手町一丁目9番5号大手町フィナンシャルシティ ノースタワー(以下「代行協会員」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

(注1)日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書(全体版)および申込取扱場所」

(注2)三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の日本における販売会社の本支店の照会先は、以下のとおり変更となる予定です。以下同じです。

日本における販売会社の本支店の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における販売会社)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(中略)

(12) その他

(中略)

(口) 引受等の概要

(中略)

管理会社は三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(以下「代行協会員」ともいいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(8) 申込取扱場所

日本における販売会社(下記で定義されます。)の本支店の照会先(注)：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番2号(以下「代行協会員」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

(注)日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書(全体版)および申込取扱場所」

(中略)

(12) その他

(中略)

(ロ)引受等の概要

(中略)

管理会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」ともいいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(後略)

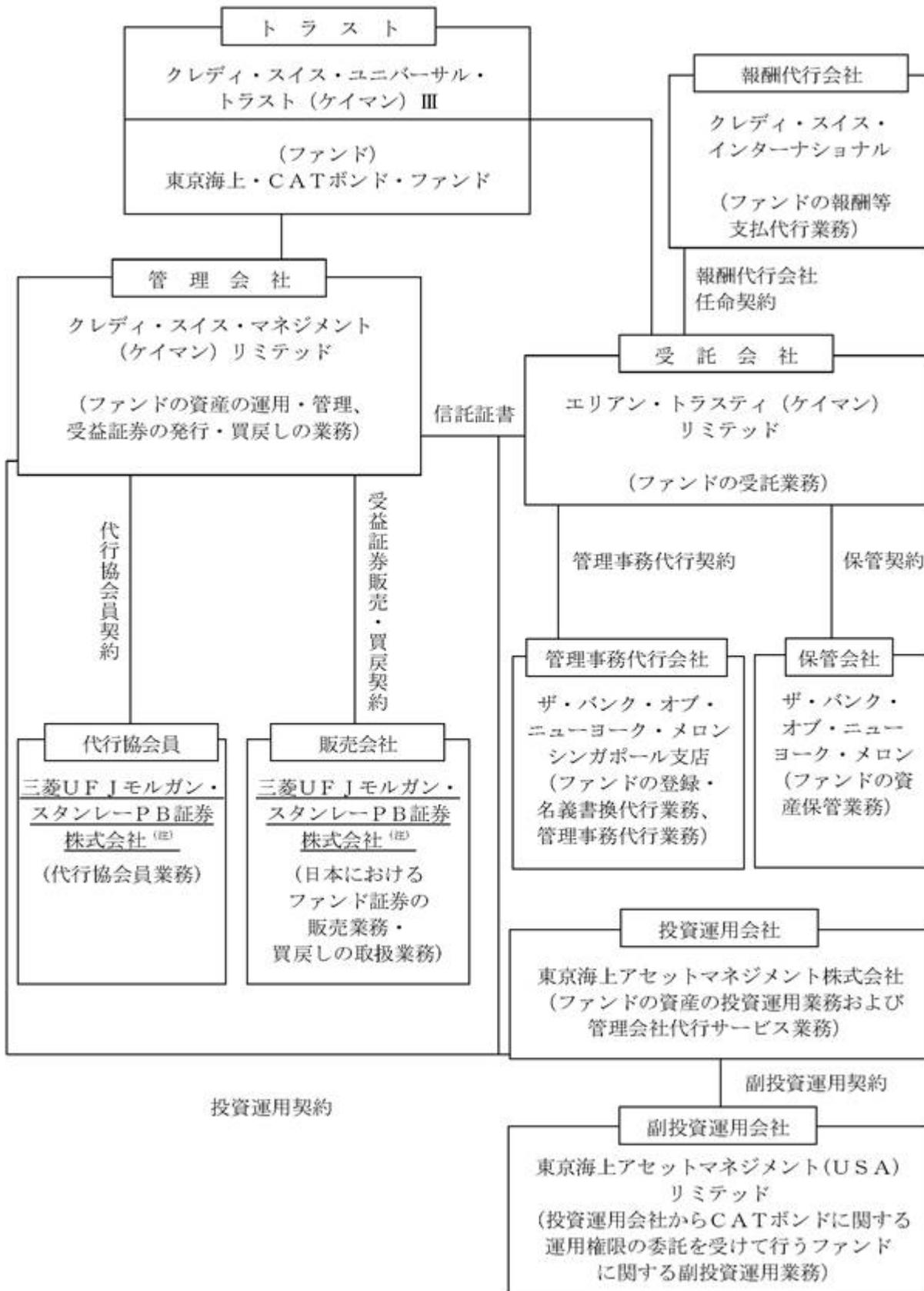
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>



(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務および日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
----	----------------	--------

クレディ・スイス・ マネジメント(ケイ マン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	保管会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン シンガポール支店 (The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)	管理事務代行 会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三菱UFJモルガン・ スタンレーPB証券 株式会社(注3)	代行協会員 日本における 販売会社	2017年8月16日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注4)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。 2017年8月16日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注5)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・ インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2017年8月18日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注6)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
東京海上アセット マネジメント株式会社	投資運用会社	2017年8月18日頃付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注7)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。
東京海上アセット マネジメント(USA) リミテッド (Tokio Marine Asset Management(USA), Ltd.)	副投資運用会 社	2017年9月28日またはそれ以前の日付で投資運用会社との間で締結の副投資運用契約(注8)において、投資運用会社からCATボンドに関する運用権限の委託を受けて行うファンドに関する副投資運用業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

- (注3) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会業務および日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。
- (注4) 代行協会契約とは、管理会社によって任命された代行協会が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書および運用報告書の日本における協会である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務ならびに運用報告書等各種書類の送付ならびに販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理を提供することを約する契約です。
- (注6) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注7) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。
- (注8) 副投資運用契約とは、投資運用会社と副投資運用会社との間で、投資運用会社から運用権限の委託を受けてファンドに関する副投資運用業務を提供することを約する契約です。

(後略)

クレディ・スイス・ マネジメント(ケイ マン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資 産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびに ファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加 え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運 用について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	保管会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の保管契 約 ^(注1) において、保管会社の業務について規定し ています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン シンガポール支店 (The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)	管理事務代行 会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の管理事 務代行契約 ^(注2) において、ファンドの管理事務代 行業務について規定しています。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券 株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2017年8月16日付で管理会社との間で締結の代行協会 員契約 ^(注3) において、代行協会員として提供する 業務について規定しています。 2017年8月16日付で管理会社との間で締結の受益証券 販売・買戻契約 ^(注4) において、日本における販売 会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・ インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2017年8月18日付で受託会社との間で締結の報酬代行 会社任命契約 ^(注5) において、ファンドに代わって 行う運営経費の支払いについて規定しています。
東京海上アセット マネジメント株式会社	投資運用会社	2017年8月18日頃付で管理会社および受託会社との間 で締結の投資運用契約 ^(注6) において、投資運用業 務および管理会社代行サービス業務について規定して います。
東京海上アセット マネジメント(USA) リミテッド (Tokio Marine Asset Management(USA), Ltd.)	副投資運用会 社	2017年9月28日またはそれ以前の日付で投資運用会社 との間で締結の副投資運用契約 ^(注7) において、投 資運用会社からCATボンドに関する運用権限の委託 を受けて行うファンドに関する副投資運用業務につい て規定しています。

- (注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書および運用報告書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日

本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務ならびに運用報告書等各種書類の送付ならびに販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。
- (注7) 副投資運用契約とは、投資運用会社と副投資運用会社との間で、投資運用会社から運用権限の委託を受けてファンドに関する副投資運用業務を提供することを約する契約です。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 (「代行協会員」及び「販売会社」)

(イ) 資本金の額

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、80億円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を消滅会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社として吸収合併方式で、同社と合併する予定です。それに伴い、代行協会員及び販売会社は、以下のとおり変更される予定です。

新しく代行協会員及び販売会社となる会社

名称
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額
405億円(2019年3月末日現在)

関係業務の概要
金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「代行協会員」及び「販売会社」)

(イ) 資本金の額

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の2019年3月末日現在の資本金の額は、405億円で
す。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売
買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社^(注)

日本における代行協会員業務を行うとともに、ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売
業務・買戻しの取扱業務を行います。

(注)三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会
社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱
業務は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

日本における代行協会員業務を行うとともに、ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売
業務・買戻しの取扱業務を行います。

(後略)